

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

〔なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。〕

農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ すべて効率利用要件
今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・ 農業生産法人要件
法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと
- ・ 農作業常時従事要件
申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（通作距離概ね40km・通作時間1時間以内も含む。田辺市内の方が田辺市内の農地の権利を取得する場合は距離、時間による制限はないものとする）
- ・ 下限面積要件
今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること
- ・ 地域との調和要件
今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

田辺市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
旧田辺市内	50a
旧4町村	10a

〔下限面積設定理由〕

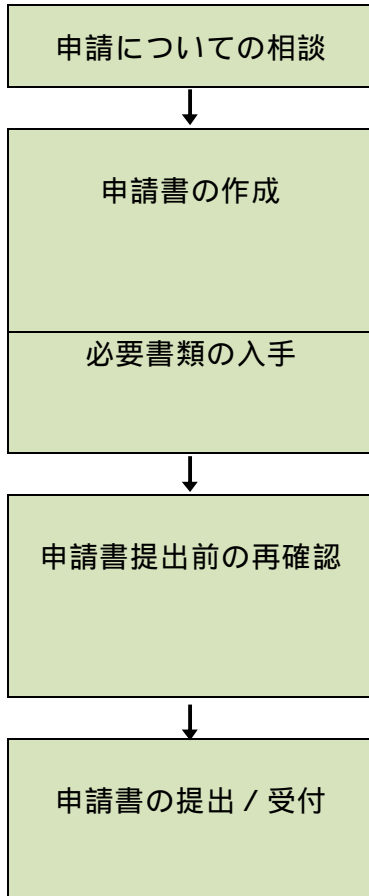
農業経営が効率的かつ安定的に継続するための農地法に定める下限面積により設定
なお、旧4町村については、経済的及び農地有効面積により設定

平成21年法改正に伴い検討を行ったが、それ以降耕作放棄地の状況や経営規模の状況等に大きな変化がないため現状維持とした。

農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 田辺市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

申請内容に応じて申請書を作成いただきます。
(様式、記載例は農業委員会にあります。ホームページからもダウンロード可能です。)

なお、記入に当たっては農地法3条申請書 記入マニュアルをご参照ください。

各申請に関する説明及び申請に必要な書類についてをご参照ください。

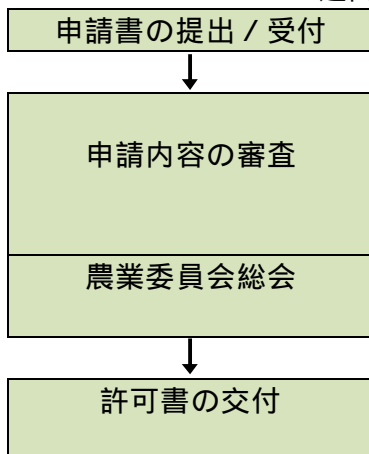
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、記入例や各申請に関する説明及び申請に必要な書類についてご確認ください。

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

農業委員会等の流れ (申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は4週間です。)



受付期間は農業委員会予定表でご確認ください。

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

また、現地調査を行います。

農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。(受領印をご持参ください)